

裁判長印
認



調 書 (決定)

事件の表示	平成30年(行ヒ)第319号
決定日	平成31年3月28日
裁判所	最高裁判所第一小法廷
裁判長 裁判官 裁判官 裁判官 裁判官	池 上 政 幸 小 池 裕 木 澤 克 之 山 口 厚 深 山 卓 也
当事者等	申 立 人 東 京 都 同代表者兼処分行政庁 東京都教育委員会 同委員会代表者教育長 中 井 敬 三 同訴訟代理人弁護士 細 田 良 一 ほか 同 指 定 代 理 人 土 田 立 夫 ほか 相 手 方 XXXXXXXXXX 同訴訟代理人弁護士 澤 藤 統 一 郎 ほか
原判決の表示	東京高等裁判所平成29年(行コ)第314号(平成30年4月18日判決)
裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。 第1 主文 1 本件を上告審として受理しない。 2 申立費用は申立人の負担とする。 第2 理由 本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。 平成31年3月28日 最高裁判所第一小法廷 裁判所書記官 大 園 守 雄 (印)	

これは正本である。

平成31年3月28日

最高裁判所第一小法廷

裁判所書記官 大園 守雄